

令和2年1月17日

文化審議会答申（重要有形民俗文化財の指定等）

文化審議会（会長 ^{さとう まこと} 佐藤 信）は、1月17日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財として3件、重要無形民俗文化財として6件を指定すること及び登録有形民俗文化財として2件を登録することについて文部科学大臣に、また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として5件を選択することについて文化庁長官に、それぞれ答申しましたのでお知らせします。

1. 答申内容

（1）重要有形民俗文化財の指定（新規2件、追加1件）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
行田の足袋製造用具及び関係資料 5,484点	行田市	埼玉県行田市
志木の田子山富士塚 1基	宗教法人敷島神社	埼玉県志木市
立山信仰用具【追加指定】 160点	富山県	富山県富山市

（2）重要無形民俗文化財の指定（新規6件）

名称	所在地	保護団体
近江湖南のサンヤレ踊り	滋賀県草津市、栗東市	草津のサンヤレ踊り保存協議会、小杖祭り保存会
近江のケンケト祭り長刀振り	滋賀県守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町	近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会

名 称	所 在 地	保 護 団 体
因幡・但馬の麒麟獅子舞	鳥取県鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町・若桜町・智頭町、東伯郡湯梨浜町、兵庫県美方郡新温泉町・香美町	無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」連合保存会、但馬地域麒麟獅子舞保存会
博多松囃子	福岡県福岡市博多区	博多松囃子振興会
感応楽	福岡県豊前市大字四郎丸	豊前感応楽保存会
与論島の芭蕉布製造技術	鹿児島県大島郡与論町	与論島芭蕉布保存会

(3) 登録有形民俗文化財の登録（新規2件）

名 称 及 び 員 数	所 有 者	所有者の住所
武庫川女子大学近代衣生活資料 9,092点	学校法人武庫川学院	兵庫県西宮市
別府の湯突き用具 394点	別府市	大分県別府市

(4) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（新規5件）

名 称	所 在 地	保 護 団 体
浜通りのお浜下り	福島県相馬郡新地町、相馬市、南相馬市、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・樽葉町・広野町、いわき市	特定せず
近江の郷祭り	滋賀県	特定せず

名 称	所 在 地	保 護 団 体
東坊城のホーランヤ	奈良県橿原市東坊城町	ホーランヤ奉賛会
山中のお改めとシシ狩り行事	島根県江津市桜江町長谷	山中地区
池田の柴祭り	鹿児島県肝属郡錦江町池田	池田の柴祭り保存会

詳しくは、別添の資料「解説」, 「参考」をご覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課 長	田村 真一 (内線 2 8 8 4)
主任文化財調査官(民俗文化財部門)	小林 稔 (内線 2 8 6 8)
文化財調査官(芸能部門)	吉田 純子 (内線 2 8 6 6)
課長補佐	吉野 孝行 (内線 2 9 3 3)
審議会係	流森 清悌 (内線 2 8 8 7)

電話 : 0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1 (代表)

0 3 - 6 7 3 4 - 2 8 8 7 (直通)

【重要有形民俗文化財の指定】

1. 行田の足袋製造用具及び関係資料

- (1) 所有者 ぎょうだし ぎょうだしきょうどはくぶつかん
 行田市（行田市郷土博物館保管）
- (2) 所有者の住所 さいたまけんぎょうだしほんまる
 埼玉県行田市本丸2-5
- (3) 員数 5, 484点（製造用具4, 219点，関係資料1, 265点）
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

行田は、近世以来、全国的にも足袋の産地として知られている。本件は、地場産業としての足袋製造に関する一連の用具と関係資料によって構成され、足袋製造の実態や製品の形態をよく理解することができる。特に、明治期以降に導入された用具類は、手作業から機械化生産へと展開する技術的変遷を示すもので、我が国における製造業の近代化への移行を読み取る上でも重要である。

②文化財の説明

行田の足袋は、記録によれば、すでに江戸中期には商品として流通したとみられる。産地化していった背景には、近郊農村であるとともに、中山道なかせんどうをはじめとする街道沿いという立地条件も重なっていたことが、大きな要因としてあげられる。

足袋製造の特色としては、自らが生産と販売を行うといった「足袋屋」が個々それぞれに併存し、地域総体の生業として発達したことにある。やがて近代に入ると、明治初年には諸会社の設立、中期からはミシンや裁断機の導入、各種実用新案の登録などが相次ぎ、明治40年には足袋同業組合の設立をみた。こうして、行田は明治後期から大正期にかけて飛躍的な発展をとげ、産業都市化していったのである。最盛期は昭和戦前期で、全国生産量の約80%に及んだ。



【製造用具と製品】



【型紙と金型、裁断用具】

2. 志木の田子山富士塚

- (1) 所有者 しゅうきょう ほうじん しきしまじんじや
宗教法人敷島神社
- (2) 所有者の住所 さいたまけん しきしほんちよう
埼玉県志木市本町 2-9-40
- (3) 員数 1基
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

富士塚は、近世に富士信仰が隆盛した江戸を中心に築造され、東京都や埼玉県、千葉県などに主に現存するが、築造当初の形状や構造を留めるものは少ない。そうした中で、田子山富士塚は、大型の富士塚として保存状態が良好であり、塚の形容も優美で、富士信仰の石造物や御胎内など富士塚の要素をよく備えている。関東地方に特徴的に分布する富士塚の典型例として貴重であるとともに、江戸から周辺地域への富士塚の伝播の実態を理解する上でも注目され、我が国における富士信仰の変遷や富士講の活動を理解する上で重要である。

②文化財の説明

本件は、埼玉県志木市の敷島神社の境内にある「富士塚」と呼ばれる富士山を模した人工の築山である。富士塚は、近世中期以降、富士山を御神体とする富士信仰が盛んになると江戸とその周辺地域を中心に造られ、身近な富士山として信仰されてきた。田子山富士塚は、富士講の一派の丸吉講まるきちこうの講員で、当地で醤油醸造業を営んでいた高須庄吉たかすしょうきちが築造を発願し、明治5年（1872）に完成している。塚の大きさは、高さ約8・7メートル、直径約30メートルと富士塚の中では大型で、塚の東側に入口、北斜面に登山道があり、表面は溶岩の黒ボク石で覆われている。入口に里宮せんげんしもしやの浅間下社、頂上に奥宮が祀られ、一合目から頂上までの登山道には、富士山にある神社や名所に倣った石造物が数多く建つ。また、塚の内部には、御胎内と呼ばれる洞穴もある。塚の管理は、田子山富士保存会が行っており、毎年7・8月には山開き・山仕舞いの行事が行われている。



【田子山富士塚 全景】



【頂上の奥宮】

(追加指定)

3. 立山信仰用具

- (1) 所有者 とやまけん とやまけんたてやまはくぶつかん 富山県(富山県立山博物館保管)
- (2) 所有者の住所 とやまけん とやましんそうがわ 富山県富山市新総曲輪 1-7
- (3) 員数 1, 243点(うち, 追加資料160点)
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

立山は、わが国の代表的な霊山の一つに数えられ、山岳信仰の一拠点をなしている。この収集は、しゆくぼう宿坊生活、宿坊接待、登拝装束、唱導布教、祈禱関係など、立山信仰に関する用具を集大成したもので、我が国の山岳信仰の様相をよく示すものであり、その実態の把握や理解において、きわめて重要である。

②追加経緯の説明

本件は、昭和45年3月9日付けをもって、当時、重要民俗資料として指定されたものであり、今日に及んでほぼ50年が経過する。指定直後の昭和47年4月には、立山風土記の丘(富山県立山博物館の前身)が開設され、以後は同所によって保管され、展示等に供することでその活用が図られてきた。

同館では、その後も継続的な調査研究、収集活動を進めるなかで、研究の深化や新たな貴重資料の発見がなされた。この度、資料整理や台帳整備なども完結したことから、宿坊生活関係22点、宿坊接待関係80点、登拝装束関係1点、唱導布教関係20点、祈禱関係37点、以上計160点について、追加指定を行ったものである。



【おもな既指定資料】



【おもな追加指定資料】

【重要無形民俗文化財の指定】

1. ^{おうみこなん}近江湖南のサンヤレ踊り^{おど}

- (1) 文化財の所在地 ^{しがけんくさつし}滋賀県草津市、^{りつとうし}栗東市
- (2) 保護団体 ^{くさつ}草津のサンヤレ踊り保存協議会、^{おど}小杖祭り保存会^{ほぞんきょうぎかい}、^{おづえまつ}、^{ほぞんかい}
- (3) 公開期日 5月3日（草津市）、5日（栗東市）
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、独特の囃子詞^{はやしことば}を伴う踊りで、芸能の構成内容から中世後期にみられる祭礼芸能の姿を今に窺わせる貴重な伝承である。この祭礼芸能は、疫神祓いの性格を持つものであったが、本件は近世農村の祭礼芸能として定着し伝承されるなかで、災いを祓うとともに五穀豊穡の願いを込めて行われるようになったものである。以上のように、本件は芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

②文化財の説明

本件は、滋賀県の南部に位置する草津市の^{やぐら}矢倉、^{しもがさ}下笠、^{かたおか}片岡、^{なつか}長束、^{しな}志那、^{よしだ}吉田、^{しななか}志那中および栗東市の^{しもとやま}下戸山とその周辺地区に伝承され、各地の神社祭礼で踊られている。

各地区のサンヤレ踊りの姿は一様ではないが、「サンヤレ サンヤレ」という囃子詞を有することに加え、^{かつこ}演じ手やその出で立ち、^{しょうこ}楽器編成、^{すりかね}芸態などに共通の内容を持つ。すなわち本件は、華やかに趣向を凝らした出で立ちの子供たちを主体とした踊りであり、太鼓や鞆鼓、鉦鼓、摺鉦、ササラなど、打楽器を中心とした楽器群を有し、子供たちがそれらの楽器を奏しつつ踊り、^{とりもの}笹や榊、扇子などの採物を持った周囲の囃し手が独特の囃子詞で囃す芸能である。歌を伴う地区もあるが、この時の歌はいずれも短い詞章の繰り返しである。踊りの諸役は行列の形式をとって踊り、かつ地区内を巡行しつつ踊る。

このような本件の特色は、中世後期の祭礼芸能にみられるもので、本件はその姿を今に窺わせ、重要である。また本件は、近世農村の祭礼芸能として定着し伝承されるなかで、災いを祓うとともに五穀豊穡の願いを込めて行われるようになったものである。



【下笠地区のサンヤレ踊り】



【下笠地区のサンヤレ踊り(華やかに着飾った踊り子)】

2. 近江のケンケト祭り長刀振り

- (1) 文化財の所在地 しがけんもりやまし こうかし ひがしおうみし がもうぐんりゅうおうちよう
滋賀県守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町
- (2) 保護団体 おうみ まつ なぎなた ふ れんごうほぞんかい
近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会
- (3) 公開期日 4月から5月初旬
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、芸能の構成内容から中世後期にみられる祭礼芸能の姿を今に窺わせる貴重な民俗芸能である。少年たちによる長刀踊りや棒振りを伴い、また「花」や「鷺」と呼ぶ鉦が出るなどの特色も有している。以上のように、本件は芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

②文化財の説明

本件は、滋賀県守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町に伝承される祭礼芸能であり、多くはケンケト祭りと呼ばれる各地の春祭りで行われている。ケンケトという名の由来は、各地に諸説伝わるが、子供たちが打つ鉦かねの口唱歌くちしょうがと考えられている。

各地区のケンケト祭りにおける芸能内容は必ずしも同一ではないが、いくつかの共通の特色がみられるものである。ケンケト祭りには、楽器を奏しながらの踊りと長刀踊りや棒振りという芸能が付随する。いずれも「踊り子」と称される少年を主体とし、踊り子たちは、例えば山鳥の羽根を付けた冠や花笠を被ったり、振り袖を着たりして華やかに美しく装っている。楽器編成は鉦、ササラ、スッコあるいはシッコロコと呼ぶ鞆鼓かっこ、太鼓、小鼓等で、少年たちがそれら楽器を奏しながら踊る。囃子詞はやしことばを伴い、短い詞章ししょうの歌が入るところもある。長刀踊りは、長刀を手に持った踊り子が、縦一列に並び、鉦や太鼓の囃子に合わせて長刀を振りつつ前進したり、踊り子が一人ずつ、長刀を頭上で回す、両手で持った長刀の上を飛び越えるなどの演技を披露したりするものである。

少年たちの踊りや長刀振りは、神輿や傘鉦の巡行と共に地区を巡るが、この神幸行列に「花」や「鷺」という鉦が付随することも特色の一つである。「花」に付いた造花や、「鷺」に付いたイナブロという五色のシデ飾りの奪い合いや、最後に「鷺」を壊すといった習俗も伝え、中世後期の祭礼芸能の疫神祓えきじんばらいの性格も窺わせる。



【山之上のケンケト祭り（竜王町）】



【瀧樹神社のケンケト祭り（甲賀市）】

3. 因幡・但馬の麒麟獅子舞

(1) 文化財の所在地

鳥取県鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町・若桜町・智頭町、東伯郡湯梨浜町

(2) 保護団体

兵庫県美方郡新温泉町・香美町
無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」
連合保存会、但馬地域麒麟獅子舞保存会

(3) 公開期日

神社祭礼日ほか

(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、他地域にはみられない麒麟を想起させる頭を用いた獅子舞である。頭の形状のみならず、^{しょうじょう} 猩々を伴う点や、重厚な舞ぶりなどにも特色を有している。特定地域内に濃密な分布をみせ、獅子舞の変遷の過程を考える上でも重要である。

②文化財の説明

本件は、鳥取市を中心とした鳥取県東部から兵庫県北西部にかけて分布する獅子舞である。各地域の春夏秋の神社祭礼で多く行われるが、^{はつうま} 初午や正月に行うところもある。

本件は、中国の想像上の霊獣麒麟を想起させる頭を用い、頭に付いたカヤ（蚊帳）と呼ぶ胴幕に二人が入って舞う二人立ちの獅子舞である。頭は、前後に細長く頭頂に一本の角がある形状をしている。獅子には、赤い仮面を着け、腰から瓢箪を下げ、「棒」^{しゅ ぼう} 「朱の棒」などと言う棒を持った猩々と呼ぶ役が付く。

神社祭礼においては、獅子は神幸に加わり、あるいは単独で、神社境内や御旅所などの所定の場所で「本舞」「本練り」などという本式の舞を舞い、加えて氏子の家々を巡って「^{かどまい} 門舞」「^{かどね} 門練り」などと呼ぶ短い舞を舞う。「キザミ」「スネオリ」「クネリ」などの名前が付いた動作があり、これらの動作を組み合わせた動作の型の繰り返しから獅子舞は構成されている。囃子は太鼓、笛、鉦で構成されることが多く、獅子は囃子にあわせ、地を這うようにゆっくり頭を回したり、ひねったり、伸びあがるように頭を上げたりして舞う。



しもあじの
【下味野神社の麒麟獅子舞（鳥取県鳥取市）】



よろい
【鎧麒麟獅子舞（兵庫県香美町）】

4. 博多松囃子

- はかたまつばやし
- (1) 文化財の所在地 ふくおかけんふくおかしはかたく 福岡県福岡市博多区
- (2) 保護団体 はかたまつばやししんこうかい 博多松囃子振興会
- (3) 公開期日 5月3日, 4日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、ふくじん えびす だいこく 福神、恵比須、大黒の三福神を中心とする行列と稚児舞から構成され、しゅうげん 祝言を目的とした芸能である。松囃子は中世に流行した芸能で、新春に祝言を述べ種々の芸を演じたものであり、博多においても室町時代の頃から松囃子を行っていた記録が残されている。本件は、中世以来永きにわたり松囃子が博多で伝承されてきた事例であり、芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

②文化財の説明

本件は、三福神を中心とする行列と稚児舞から構成され、三福神は傘鉾に先導され、神馬に乗って町内や家々を巡り、稚児舞は舞姫と呼ばれる女兒が謡と囃子に合わせて所定の場所で舞う。

福神、恵比須、大黒の三福神を中心とする行列は、先頭より先達、ながれ 流の代表、祝言の詞章ししやうを唱える子供たち、傘鉾、その後には神馬に乗った三福神が続き、町内を回ってお祝いする。稚児舞は、天冠をつけた舞姫によって、地謡、笛、小鼓、大鼓、太鼓に合わせて舞われ、囃子方は男児、地謡は成人男性が務める。

町内を回るときには、主に子供たちが太鼓をたたきながら節に乗せて、いいた 言い立てと称した祝言の詞章を唱え、太鼓は拍を刻むように打たれる。太鼓は、三福神では締め太鼓に紐や縄を括りつけて持ち手としたものを打ち鳴らし、稚児舞では、舞姫が乗る曳き台の後部に据え付けた太鼓を打ち鳴らし、子供たちが言い立てを唱えながら歩く。

本件は、博多独自の流という地域組織によって担われている。現在では、三福神を福神流、恵比須流、大黒流の三流、稚児舞を稚児東流と稚児西流が担当しており、本件は博多どんたく港まつりの中で行われている。



【福神流の行列】



【稚児舞】

5. 感応楽

- (1) 文化財の所在地
- (2) 保護団体
- (3) 公開期日
- (4) 文化財の概要

ふくおかけんぶぜんし おおあざしろ うまる
福岡県豊前市大字四郎丸

ぶぜんかんのうがくほぞんかい
豊前感応楽保存会

隔年4月30日，5月1日

①文化財の特色

本件は、豊前地域に多く伝わる楽打（太鼓踊）の一つであるが、広域に分布する楽打のなかでも青壮年による伝承を残し、所作や音楽面でも複雑な内容を有している。また独自の継承形態を保持する点でも特徴があるなど、豊前地域の代表的な楽打といえ、芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要である。

②文化財の説明

本件は、豊前市大字四郎丸に鎮座する大富神社の神幸祭（春季大祭）において、隔年で奉納される楽打である。豊作祈願、雨乞い等を目的とし、4月30日には神輿巡幸に伴い、大富神社及び同神社の住吉お旅所で踊られるほか、翌5月1日は、四郎丸地区内の神社10か所を1日がかかりで巡り、最後に大富神社に戻って踊る。感応楽の名称は、楽を打って天地と感応するためとされ、天地感応楽、また豊前国を代表する楽として国楽とも呼ばれる。

本件は太鼓を打つ中楽、団扇使い、大団扇使い、楽の由来を読む読み立て、水取り、少年の側楽（花楽とも）、そして囃子として笛（篠笛）、鉦から構成される。これらは四郎丸地区の氏子である青壮年の男性によって担われ、人数に制限がない側楽以外の各役は、地区を構成する「前の谷」「迫の谷」2地区から半数ずつ選ばれる。

楽の中心となるのは、胸に大きな桶胴太鼓を付け、ヘラ皮（シナノキの樹皮繊維）で出来た腰蓑を巻いた6名の中楽である。中楽は、白の大幣を中心に据えて円陣を組み、片手の桴を高く掲げながら片足立ちで向きを変えたり、あるいは体を振り、天を振り仰ぐような所作を繰り返しながら太鼓を打ったりと、躍動感のある所作を見せる。また囃子のリズムや旋律も演目ごとに変化し、複雑な内容となっている。

なお中楽は加入後続けて3度務めるしきたりで、これら青年による奉納を「本楽」、本楽を務め上げた者たちの奉納を「古楽（代楽とも）」と呼ぶ。古楽の人々は5月1日の奉納のうち、所定の場所において中楽や団扇使いとして踊るほか、本楽の際には囃子方などを担当する。この形態は、数多い楽打のなかでも本件の特徴となっている。



【大富神社での奉納】



【住吉お旅所での奉納】

6. 与論島の芭蕉布製造技術

(1) 文化財の所在地

かごしまけんおおしまぐんよろんちよう
鹿児島県大島郡与論町

(2) 保護団体

よろんじまばしやうふほぞんかい
与論島芭蕉布保存会

(3) 文化財の概要

①文化財の特色

日本の各地には、その地域の植生を利用した様々な染織文化がみられる。本件は、南西諸島の亜熱帯気候に適した独特の布である「芭蕉布」を製造する技術であり、鹿児島県下において、その製造技術を伝える希少な伝承例となっている。与論島芭蕉布保存会では、原材料となる芭蕉の栽培から織りまでの工程を全て手作業で行っており、一連の工程に伝統的な技術が維持されている。

奄美地方の衣生活を理解する上で不可欠な技術伝承であるとともに、南西諸島に古くから伝わる染織の技術として地域的特色も顕著で、我が国の衣料の変遷や染織文化の地域差を考える上で重要である。

②文化財の説明

与論島の芭蕉布製造技術は、鹿児島県大島郡与論町に伝承されている、イトバシヨウの繊維を原材料として「芭蕉布」と呼ばれる伝統的な布を製造する技術である。与論島では、芭蕉布はバシヤヌヌと呼ばれ、普段着や仕事着、帯などに主に用いられてきた。芭蕉布の製造は、イトバシヨウの栽培から始まり、伐採と皮剥ぎ、皮の選り分け、灰汁による皮の煮炊き、繊維の採取、糸づくり、米糠によるアク抜き、整経、織りの工程からなる。イトバシヨウの繊維は、芯に近いほど上質となるため、ウワーゴ（外）、ナーゴ（中）、ナーグ（内）の三種類に丁寧に選り分けて糸にする。糸づくりは、フーウミと呼ばれ、灰汁で煮て不純物を取り除いた繊維を陰干しした後、細かく裂いて、一本ずつ指先で繋ぎ、時間をかけて長い一本の糸にする。その後、糸車で撚りを掛け、精練、整経の工程を経て、高機で織る。織りは、平織であるが、芭蕉の糸は切れやすいため、適度な力加減と糸の操作が必要であり、熟練を要する。



【フーウミの作業】



【芭蕉布の織りの工程】

【登録有形民俗文化財の登録】

1. 武庫川女子大学近代衣生活資料

- (1) 所有者 がっこう ほうじん むこがわがくいん 学校法人武庫川学院 (武庫川学院芸術館保管)
- (2) 所有者の住所 ひょうごけんにしのみやししいけびらきちょう 兵庫県西宮市池開町 137
- (3) 員数 9, 092点
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、明治・大正・昭和時代のハレの日の着衣を中心とする衣生活資料で、色彩や文様、素材などを通して、各時代の衣類の流行や世相を読み取ることができるとともに、文明開化と染織技術の革新を契機に近代以降、新たに展開する日本人の衣生活の様相を窺うことができる。また、着装や着物製作の実態を示す資料として、関連資料と教育資料が併せて収集されており、我が国における衣料や衣生活の変遷を理解する上で貴重である。

②文化財の説明

兵庫県西宮市にある学校法人武庫川学院が所蔵する、明治から昭和にかけての着物を中心とする衣類とその関係資料である。平成7年の阪神・淡路大震災で罹災した家々から寄贈された衣類を基礎に、武庫川女子大学が更なる収集と研究を続けて現在に至るもので、関西地方とくに阪神間を主な収集域とする。着物類、着物の装着に用いた小物類や外出時の服飾小物などの関連資料、和裁用の教育資料の3つの資料群から構成され、着物類は、ながぎ はおり じゅばん はかま おび 長着や羽織、襦袢、袴、帯などがあり、なかでも女性の華やかな礼装や外出着が充実している。関連資料は、はんえり おび じ はおりひも 半衿や帯締め、羽織紐などの小物類をはじめ、袋物や履物、裁縫道具、化粧道具などである。教育資料は、女子専門学校や技芸学校で使用された雛型や縫い見本、図案などで、戦前期までの女子教育の内容と衣生活の基礎をなす着物の製作方法がわかる資料である。



【礼装・帯・小物類】



【外出着・帯】

2. 別府の湯突き用具

- (1) 所有者 べっぶし のぐち こうりゅう 別府市(野口ふれあい交流センター保管)
- (2) 所有者の住所 おおいたけんべっぶしかみのぐちちょう 大分県別府市上野口町1-15
- (3) 員数 394点
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

本資料は、別府の温泉掘削に使用された用具の収集である。別府の湯突きの技術は、当地が日本を代表する温泉地へと発展する原動力となり、さらに他の温泉地に伝播して、温泉の泉源掘削の発展に寄与してきた。本資料は、当地の産業の様相を知ることができるとともに、我が国の温泉掘削技術の変遷を考える上でも注目すべき資料群である。

②文化財の説明

別府の湯突き用具は、大分県の別府地方で「湯突き」と呼ばれる人力の温泉掘削に使用された用具を分類、整理したものである。別府市は、全国でも有数の温泉の湧出量と源泉数を誇り、別府八湯べっぶはっとうと呼ばれる自然湧出の豊富な温泉地を有する観光都市として発展してきた。特に、明治中期に千葉県上総かずさ地方で成立した井戸掘り技術の上総掘りが導入されたことで人工掘削が可能となり、源泉数が飛躍的に増加した。また、「千葉式」と呼ばれる上総掘りの技術が、別府の地質と温泉掘削に適する「別府式」に一部が改良されたことで、別府温泉の名とともに温泉掘削技術が広く世に知られるようになった。

本資料は、掘削用具、仕上げ・管理用具、非常用具、工作用具の4種類から構成される。温泉孔の掘削に用いる掘削用具のほかにも、温泉孔の掘削による仕上げ作業と温泉孔を日常に使用して溜まった湯垢を取り除く管理作業のための仕上げ・管理用具や、作業中に孔中に落とした道具を回収するための非常用具が揃っている。このほかに、湯突き用具を製作するための工作用具も合わせて収集されており、この地域の温泉掘削技術を伝える資料となっている。



【掘削用具、仕上げ・管理用具、非常用具】



【工作用具】

【記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択】

1. 浜通りのお浜下り

(1) 文化財の所在地

ふくしまけんしんちまち ふうまし みなみふうまし そうまぐんいたてむら ふたばぐん
福島県新地町、相馬市、南相馬市、相馬郡飯舘村、双葉郡
なみえまち ふたばまち おおくままち とみおかまち ならはまち ひろのまち
浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・広野町、いわき市

(2) 保護団体 特定せず

(3) 公開期日 毎年4月ほか

(4) 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、通称、浜通りと呼ばれる福島県沿岸部で顕著にみられる祭礼である。その概要は、神が^{しゅつぎよ}出御し、^{しおごり}潮垢離といって浜に下って潮をとり、再び^{かんぎよ}還御するといったもので、その途次では^{とじ}帯同する諸芸能が繰り返し奉納されることが少なくない。祭礼日としては、例外もあるが、おおむね4月8日が中心となっている。また、毎年ではなく、長期の一定間隔を置いて周期的に行うところもある。

②文化財の説明

浜下りと呼ばれる祭礼は全国各地にみられるが、なかでも浜通りのお浜下りは、神が至り着き、現れたとされる海浜をめぐって行われる祭事である。そのため、漂着神伝承をとまなう場合が多く、およそ浜は特定の場所となっている。神の潮垢離については、地域によってもことなるが、海水を汲んで供える、あるいはそれを振りかける、神輿そのものが海に入るなどがある。

こうした祭りの意義としては、神の^{しゅつじらいりん}出自来臨の再現を果たしつつ、^{じょうふつりよく}禊ぎをするなど、潮の^{おたびしょ}浄祓力によって、神の^{さいじょう}蘇生をはかるものと考えられている。また、タテバと称する御旅所や齋場の設け方、あるいは付帯する諸芸能なども含め、我が国の浜下りに関する祭祀のあり方や変遷を理解する上で注目される。



【男山八幡神社のお浜下り(南相馬市)】



【鹿島神社のお浜下り(広野町)】

2. 近江の郷祭り

- (1) 文化財の所在地 滋賀県
(2) 保護団体 特定せず
(3) 公開期日 通年随時
(4) 文化財の概要

①文化財の特色

近江の郷祭りは、滋賀県のほぼ全域にわたって顕著にみられる祭礼である。郷と称する複数集落によって継承されているが、その連合体となる各集落にも、そもそも個別の神社があるのが通常で、そのため当該住民にとっては祭祀する神社が複数併存することになる。いわば二重の氏子でもあるが、こうした重層的な郷祭りのあり方は、従来、中世の荘園制と荘園鎮守社の存在をはじめ、水利慣行、あるいは在地有力者の連合体などがその背景にあると指摘されてきた。

②文化財の説明

郷祭りでは、各集落が輪番で祭礼に関する諸役を務めたり、あるいは役割を定めるなど、永年にわたる様々なしきたりによって、祭りが運営されている。座衆ともいって、各集落には神職とは別に、神社祭祀を預かる特定集団（宮座）が存在し、さらにその中から輪番制などで任を受けた戸主らが当年祭事の運用にあたっている。これを頭屋などという。そのほか、担ぎ手や曳き手、踊り手などを担う若衆や子供衆がおり、集落内の年齢階梯制も含みつつ、より一層、複雑な様相を呈している。

本件は、伝統的な社会慣習に則った、中世的な要素を多分に含んだ祭礼として考えられてきた。特に、その祭祀形態として、二重氏子や宮座、頭屋（一年神主）、あるいは年齢階梯制など、重層的な社会構造を読み取ることができ、近江特有の複数集落による祭礼を理解する上で注目される。



【各集落の氏子代表（川上祭り・高島市）】



【カチアイ（川上祭り・高島市）】

ひがしほうじょう

3. 東坊城のホーランヤ

- (1) 文化財の所在地 な ら けんかしはらしひがしほうじょうちよう 奈良県橿原市東坊城町
- (2) 保護団体 ほうさんかい ホーランヤ奉賛会
- (3) 公開期日 8月15日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

日本の各地には、火の呪力によって諸種の災厄を取り除き、幸福を祈願するような大火を焚く行事がみられる。そのなかで、本件は正月と対比される盆の火焚き行事であり、かんぼつ 旱魃、虫害、疫病などをもたらす死霊や疫神を除去するなどの精霊送りの要素を伝えている。本件と類似する松明を用いた火祭りは近隣にもみられたが、現在は伝承が途絶えており、奈良県下でも希少な伝承例として注目される。

②文化財の説明

東坊城のホーランヤは、奈良県橿原市東坊城町の春日神社と八幡神社に伝承される盆の火祭りである。燃えさかる巨大な松明を担いで境内を練り歩く行事で、毎年8月15日に行われる。行事の担い手は、東坊城町と隣ふるかわちようの古川町で15歳以上の氏子の男性が中心になる。現在は、ホーランヤ奉賛会によって行事が伝承されている。

行事の日は、早朝から松明が作られる。各地区に男衆が集まり、おお大松明に加えてやく役松明という小さな松明を準備する。松明の材料は、菜種殻、小麦藁、笹、青竹を使う。松明の大きいものは、高さ約3メートル、直径約2メートル、重さ約500キログラムにもなる。

行事の日の午前中に各地区で作った松明は、午後になって男衆が神社に運び込む。松明行事は先に春日神社で行い、次に八幡神社でも行う。行事が始まると、松明は境内で順に担がれ燃やされていく。役松明の場合は氏子が一人で担ぎ、火をつけて境内を周回する。一方で大松明は、浴衣姿の氏子たちが大勢で担いで回る。氏子たちが「エッサーホイサー」の掛け声に合わせて燃えさかる大松明を担ぎ、境内を練り歩く。担ぎ終えた松明は、順に境内の中央に立て置いて燃やし続け、神前に奉納される。



【境内で担がれる大松明(八幡神社)】



【役松明の奉納(春日神社)】

4. 山中のお改めとシシ狩り行事

- (1) 文化財の所在地 しまねけん ごうつし さくらえちやうながたに 島根県江津市桜江町長谷
- (2) 保護団体 やまなか ちく 山中地区
- (3) 公開期日 毎年旧暦3月13日に近い日曜日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

山中の「お改め」と「シシ狩り」は、二つの祭事を一連の予祝行事として伝承したものである。前者は、御神体とする米の状態を検分するというもので、稲には神霊が宿るとする、稲霊いなだまの信仰ほうふつを彷彿とさせる。後者は、シシ（猪や鹿など）に見立てた餅を弓で射つというもので、田畑を荒らす害獣の防除を願う行事であり、他に類例も少なく注目される。

②文化財の説明

「お改め」では、お筥はこに納められている米を、山中八幡神社裏手の小高い山の上にある、甘ノ宮かんみやと称する小社から下げてきて、榊さかきの葉くわを啜えつつ、神職と宮総代だけで秘かに検分する。米の色艶いろつやや虫の付き具合をみるもので、後段の「シシ狩り」が終わった直後に、神主より「虫がたくさん付いていたので、今年は雨が多い」などと、その年の占い事として報告される。

「シシ狩り」は、猪や鹿などに作物を荒らされないよう、その年の豊作を祈願する予祝的な行事で、シシと称して獣に見立てたシトギ餅に向かって、氏子らが順次矢を放っていく。当たれば豊作だなどともいうが、なかなか上手くはいかず、次第に笑い声も高まっていく。最後には料理するとして、シシ肉を分け、人々に配られる。



【お改め】



【シシ狩り】

5. 池田の柴祭り

- (1) 文化財の所在地 かごしまけんきもつきぐんきんこうちょういけだ
鹿児島県肝属郡錦江町池田
- (2) 保護団体 いけだ しばまつ ほぞんかい
池田の柴祭り保存会
- (3) 公開期日 毎年12月30日～1月20日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

池田の柴祭りは、地区の旗山神社はたやまじんじやを中心に伝承される年初の行事である。暮れに柴ンカン（柴の神）とって、山から神と見立てた多数の榊の枝葉を迎え、一旦伏せておき、正月2日以降、神面きんべいそくや金幣束ほこ、銚などを携えて、いくつもの所定の斎場さいじょうを巡りつつ、柴を立てては言祝いでゆく。この途次では、櫛初めや剃り初め、唄初め、針起こし、ナンコはじめ、あるいは田起こしや種播き・田植え・鳥追い、そして鍬はじめ、狩はじめ等々、様々な予祝儀礼よしゆくが随所で繰り広げられる。

②文化財の説明

諸儀礼のなかでも、正月2日の「田打ち」と3日の「シシ狩り」は注目される。前者は稲作の所作をするもので、牛役の者たちが鍬形くわの枝（桜の枝）で耕しはじめると、頃合いを見計らって突然、起こした土を見物人に投げつけだす。すると、あたりは騒然となる。また、後者は狩りの模倣を行う祭事で、犬役が吠えるなか、神職らが手製の弓を持ち「おった、おった」などと言いながら、藁わらで拵こしらえた猪に向かって矢を放ち、射止めていく。終わると、シシの毛を焼くといって猪と弓矢は燃やされる。

本件は、一年の更新時にあたり、山から神（柴の神）を迎え、地域の各所を巡るなかで、稲作や狩猟に係る予祝を行うとともに、様々な初発行為の許認を神より授かるといった、年初儀礼としての意義を多分に含んでおり、山の神信仰を解するとともに、我が国の基層文化を探る上で注目される。



【田打ち（正月2日）】



【シシ狩り（正月3日）】

○重要有形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要有形民俗文化財	221件	2件	223件

○重要無形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要無形民俗文化財	312件	6件	318件

○登録有形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録有形民俗文化財	44件	2件	45件

※重要有形民俗文化財の指定に伴い、1件は登録解除となる
 [行田の足袋製造用具及び製品(平成27年3月2日登録)]

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択件数

	現在の件数	今回の答申件数	選択後の件数
		新規選択	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	643件	5件	648件